

京都市「令和6年度物価高騰対策支援金」給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の状況を鑑み、高齢者・障害者施設等（以下「施設等」という。）が安定的な運営を行えるよう、施設等に対し支援金を給付するために必要な事項を定めるものである。

(対象施設等)

第2条 支援金の給付対象は、京都市内に所在する次の各号に掲げる施設等とする。

(1) 高齢者施設・事業所のうち、以下に掲げる施設及び事業所（介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）

ア 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム

イ 介護老人保健施設

ウ 介護医療院

エ 認知症高齢者グループホーム

オ 特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

カ 養護老人ホーム

キ ケアハウス

ク 短期入所生活介護事業所

ケ 短期入所療養介護事業所

コ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所

サ 通所リハビリテーション事業所

シ 小規模多機能型居宅介護事業所

ス 看護小規模多機能型居宅介護事業所

セ 訪問介護事業所

ソ 訪問入浴介護事業所

タ 訪問看護事業所

チ 訪問リハビリテーション事業所

ツ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

テ 夜間対応型訪問介護事業所

ト 居宅療養管理指導事業所

ナ 居宅介護支援事業所

ニ 介護予防支援事業所

(2) 障害者施設・事業所のうち、以下に掲げる施設及び事業所

ア 療養介護事業所

イ 短期入所事業所

ウ 施設入所支援事業所

エ 共同生活援助事業所

オ 生活介護事業所

カ 自立訓練事業所（機能訓練）、自立訓練事業所（生活訓練）

キ 宿泊型自立訓練事業所

ク 就労移行支援事業所

ケ 就労継続支援Ａ型事業所、就労継続支援Ｂ型事業所

コ 就労定着支援事業所

サ 自立生活援助事業所

シ 地域活動支援センター（デイサービス）

ス 日中一時支援事業所

セ 居宅介護事業所

ソ 重度訪問介護事業所

タ 同行援護事業所

チ 行動援護事業所

ツ 地域移行支援事業所

テ 地域定着支援事業所

ト 計画相談支援事業所

ナ 移動支援事業所

ニ 訪問入浴サービス事業所

ヌ 重度障害者等包括支援事業所

（対象期間等）

第３条 支援金の給付対象期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１２か月間とする。

(給付金額)

第4条 給付金額は、施設等の月当たりの運営費のうちの物件費に、物価上昇率1.1%及び前条で掲げる月数を乗じた額とする。ただし、支援金額が100円未満となる場合は、給付の対象外とし、詳細な算出方法については、別途定める。

2 前項の運営費については、施設等の入所者又は利用者に対する、介護保険法、老人福祉法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく給付、補助又は費用の支弁であって、市長が指定するサービス提供月の実績に基づき算定したものとする。

3 第1項に定める物件費については、同項に定める運営費に、別表1に掲げるサービス種別ごとの物件費割合を乗じて算出するものとする。

(給付条件)

第5条 支援金は、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合に給付する。

- (1) 令和6年9月以前から第2条に掲げる施設等として運営しており、令和7年3月1日時点においても運営していること
- (2) 支援金は、施設等のサービス提供に係る運営経費（人件費を除く。）として活用すること
- (3) 前各号を満たすことを誓約すること

(申請手続)

第6条 支援金の給付を希望する施設等は、高齢者施設・事業所分は令和7年3月21日までに、障害者施設・事業所分は令和7年3月14日までに、市長に申請するものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第7条 市長が支援金の給付対象となる施設等に対し、支援金の給付を勧奨したにもかかわらず、前条に定める期日までに施設等が申請を行わなかった場合は、施設等が支援金の給付を辞退したものとみなす。

2 申請内容等の不備による振込不能等、施設等の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、市長が確認等に努めたうえでもなお4月末日までに補正等が行われなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第8条 市長は、偽り等不正の手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合、既に支援金が給付されている施設等に対して、期日を定めて、その全額又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、施設等に対し、「令和6年度物価高騰対策支援金返還決定通知書（第1号様式）」により通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については、所管部長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

＜高齢者施設・事業所＞

物件費割合	サービス種別
55%	特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所療養介護、通所介護、地域密着型通所介護
45%	認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問リハビリテーション
30%	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

＜障害者施設・事業所＞

物件費割合	サービス種別
45%	就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
40%	短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス、重度障害者等包括支援
35%	療養介護、施設入所支援
20%	共同生活援助

第1号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

法人名称

代表者名

様

京都市長 松井孝治

京都市保健福祉局

担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

電話：075-213-5871

担当：障害保健福祉推進室

電話：075-222-4161

「令和6年度物価高騰対策支援金」返還決定通知書

年 月 日付けで請求があった京都市「令和6年度物価高騰対策支援金」について、要綱第8条の規定により、返還を求めますので通知します。

1 既支給額

金 _____ 円

2 返還決定額

金 _____ 円

3 返還決定の理由